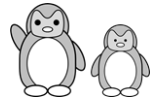


ついに自転車にも青切符！ ～特に注意すべきことは？～

令和8年7月作成



2026年4月より自転車に交通反則通告制度（「青切符」制度）が適用されることとなりました。この交通反則通告制度とは、交通違反をした場合の手続を簡略化するための仕組みで、反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されます。そして、**反則金を納付した場合、運転者はその反則（違反）行為に定められた刑事罰を科されることはありません。**また、現場で反則金を徴収されることはありません。

規制開始後、一か月で実際に**青切符が交付された件数が多いものとして、「一時不停止」「ながらスマホ」「信号無視」といった項目が全体の8割以上**を占めました。制度批判の的とされた歩道走行（通行区分違反）での青切符交付の情報は確認できませんでした。歩道走行による交付がなかったのはなぜでしょうか？一つには事前に制度に対する批判が集中したのが「歩道走行の取り締まり」であったため、制度の運用初期としては、警察側が慎重に対応したという事があると思います。そして、そもそも、自転車には例外的に歩道走行が認められるケースがあるため、この例外にも該当しないケースを見極めるのが困難であるという事も影響したと考えられます。自転車の歩道走行が認められるケースとして、

- ① 普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- ② 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- ③ 道路工事、連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行する場合
- ④ 著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険性がある場合

が規定されています。ただし、これらにより**歩道走行が認められる場合であっても、歩道を走行する場合は「徐行」が必要です。徐行とは単にゆっくり走るという意味ではなく、「車両等が直ちに停止することができるとような速度で進行すること」**です。イメージとしては歩行者の歩行速度とほぼ変わらない速度と考えていけば間違いないでしょう。

そして大事なことは、**交通違反のルール自体は以前から存在していた**という事です。青切符制度が導入されたことにより、違反とされる行為が増えたり、厳しくされたりしたものはありません。また、すべての違反行為が直ちに検挙されるわけではありません。免許が必要な自動車でも、道路交通法違反を犯している車両は毎日のように見かけますが、そのすべてが検挙されているわけではありません。（一時停止違反、スマホ等の利用、方向指示義務違反等は見かけない日がないくらい）

過去にも大きな話題となった規制の強化等としては「路上駐車の取り締まり」や「路上喫煙の禁止」、「レジ袋の原則有料化」など、様々なものがあります。しかし、これらも、導入当初は大きな話題と批判を呼びましたが、今となっては多くの人が受け入れている状況です（喫煙に関しては、現在喫煙所不足がかえってマナー違反を助長しているという別の問題が提起されています）。自転車の青切符をめぐる問題もそのうち社会全体が当たり前と受け取るようになっていくと予想されます。

